

# 目標未達県等に対する取扱いについて

目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	1
各県のペナルティに対する意見（昨年秋に実施した県庁ヒアリングの結果）・・・・	2
生産調整実効確保措置の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

平成 2 0 年 7 月

**農林水産省**

# 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処

平成19年12月21日農政改革三対策緊急検討本部決定

当面の生産調整の進め方（抜粋）

## 6 目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処（ペナルティ）

(1) 目標を達成したかどうかは、当該地域全体としての主食用作付面積（全水稲作付面積から加工用米・新規需要米の作付面積を控除したもの）で判定することを基本とする（作況による生産オーバーが発生した場合は、集荷円滑化対策等で対応。）

ただし、当該地域全体としての主食用販売数量（総収穫量からくず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米の販売予定数量を控除したもの）が生産数量目標の範囲内となっている場合も達成とする。

(2) 20年産の生産調整が目標未達となった都道府県・地域については、

20年産の産地づくり対策が、予定通り交付されないことがあり得る。

21年産の各種補助事業・融資について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

21年産の産地づくり対策について、不利な取扱いを受けることがあり得る。

なお、関係者は目標未達成とならないよう全力をあげることとし、未達となった都道府県・地域の具体的な取扱いについては、20年産の生産調整のステージごとの推進状況・達成状況等を見ながら、適切なタイミングで決定する。

(3) 認定農業者であることが要件となっている農林漁業金融公庫のスーパーL資金については、今後（平成16年8月の借用証書変更以降の借入に適用）生産調整非実施となったことを理由に認定農業者の認定が取り消された場合には、繰上償還を求めるとともに、農林水産長期金融協会からの利子助成の措置を停止する。

スーパーL資金以外の政策融資、融資残補助をはじめとする各種政策支援措置については、災害資金など一定の分野を除き、生産調整非実施者をその対象としない方向で検討する。

## 各県のペナルティに対する意見（昨年秋に実施した県庁ヒアリングの結果）

達成県の一部からは、未達成県にペナルティをかけるべきとの意見。  
一方で、達成県を含めて多くの県からは、ペナルティは非協力者に効果がなく、逆に未達地域の達成者にもデメリットが生じるため、避けるべきとの意見があったところ。

### 達成県の主な意見

生産調整未達成となった都道府県・地域・農業者に対しては、ペナルティを確実に実行してほしい。

未達成県への需要量に関する情報（県別配分）については、前年度の未達成分を反映させたものとすべき。

ペナルティについては、未達成の各地域で考えてもらう。

未達成県にペナルティを課すより、達成県に対してデメリットとならないようにするか、達成県に大きなメリットとなるようにしてほしい。

### 未達成県の主な意見

未達成県においても、達成地域と未達成地域があり、達成者と未達成者がいるため、県としてペナルティをかけることが困難。

未達成者のペナルティより、達成者へのメリットの充実が必要。

非協力者に直接的で大きなペナルティやデメリットがないため、生産調整の推進が困難。

ペナルティによって産地づくり交付金が減額されれば、更に生産調整の実施が困難になる。

需要量に関する情報（県別配分）について、一定量を控除する、いわゆる生引きなどのペナルティを課すことはやめてほしい。

かい離面積が存在している状況では、市町村の理解が得られない。

# 生産調整実効確保措置の変遷

これまで変遷はあるものの、市町村の生産調整目標の達成状況に応じて、水田営農に関連する補助事業の採択・予算配分等に差をつけてきたところ。

また、平成17年度以降、目標未達成都道府県に対しては、生産目標数量の配分に当たって未達成分を考慮しているところ。

## 補助事業の実施

### 昭和53年度～平成7年度

ほ場整備事業、補助かんがい排水事業等水田営農と関連する事業については、原則として生産調整目標を達成しない市町村で採択等を行わない。

それ以外の関連事業の採択等については、生産調整目標を達成している市町村の要請に優先的に配慮。

### 平成8年度～平成15年度

不採択措置(上記)は廃止したが、水田営農に関連する補助事業の採択等については、引き続き生産調整目標を達成している市町村の要請に優先的に配慮。

### 平成16年度～平成19年度

引き続き、次頁の事業について、優先的配慮措置を継続。

なお、生産調整目標の達成・未達成については、市町村等地区全体の取組状況ではなく、水稻生産実施計画書を提出した農業者の取組状況で判断。

このため、生産調整参加者が生産調整目標を達成すれば事業実施には影響なし。

### 平成20年度

生産調整目標達成・未達成の判定については、地域全体としての主食用米作付面積で判定することを基本。(「当面の生産調整の進め方」)  
優先的配慮の具体的なやり方については、更に検討。

## 目標面積等配分

### 昭和53年度

#### ～平成7年度(平成8年度の目標面積の算定まで適用)

転作等目標面積未達成の都道府県があった場合、その未達成面積を翌年度の目標面積に加算。



(廃止)



### 平成17年度～

#### (平成18年産の目標数量の算定から適用)

生産目標数量を超えて作付けを行った都道府県があった場合、その過剰生産量のうち、一定量を翌年の生産目標数量から控除。



この措置の今後の取扱いについては、その効果を検証しつつ、更に検討。

## 優先配慮措置の対象補助事業（平成16年～）

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金  
（水田に係る土地基盤整備、施設整備及び機械整備に限る。）
- 2 補助かんがい排水事業  
（水資源機構事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業に係るものを除く。）
- 3 地域水田農業支援排水対策特別事業
- 4 経営体育成基盤整備事業
- 5 地域水田農業支援緊急整備事業
- 6 地域水田農業再編緊急整備事業
- 7 農業生産法人等育成緊急整備事業
- 8 農村振興総合整備事業（生産基盤部分に限る。）
- 9 農村振興総合整備統合補助事業（生産基盤部分に限る。）
- 10 村づくり交付金（生産基盤部分に限る。）
- 11 美しい村づくり総合整備事業（生産基盤部分に限る。）
- 12 集落基盤整備事業（生産基盤部分に限る。）
- 13 集落地域整備統合補助事業（生産基盤部分に限る。）
- 14 水田農業振興緊急整備事業
- 15 補助総合農地開発事業
- 16 干拓地等農地整備事業（内水面ほ場整備事業に限る。）
- 17 農道整備事業  
（一般農道整備事業に限る。ただし、農道保全対策事業に係るものを除く。）
- 18 中山間地域総合整備事業（生産基盤部分に限る。）
- 19 先進技術導入モデル事業
- 20 強い農業づくり交付金  
（水田に係る土地基盤整備、水田の地力増進のための施設整備及び機械整備並びに水田作物に係る施設整備及び機械整備に限る。）
- 21 農業・食品産業競争力強化支援事業  
（1）水田に係る土地基盤整備  
（2）水田の地力増進のための施設整備及び機械整備  
（3）水田作物に係る施設整備及び機械整備
- 22 畜産担い手育成総合整備事業  
（水田に係る整備を含むものに限る。ただし、家畜排せつ物処理施設整備に係るものを除く。）
- 23 畜産環境総合整備事業  
（水田に係る整備を含むものに限る。ただし、家畜排せつ物処理施設整備に係るものを除く。）